

## 第7章 保存（保存管理）

### 第1節 保存（保存管理）の方向性

棚倉城に関する遺構や文献史料等について、調査・研究を継続して実施し、棚倉城跡の本質的価値をより明確化したうえで、保存・管理を進める。また、日常的な維持管理、き損箇所及び経年劣化箇所の計画的な修理等については、棚倉城跡を構成する諸要素ごとに具体的な方法を定める。さらに、現状変更や史跡の保存に影響を及ぼす行為について、明確な取扱基準を定め、史跡の価値が損なわれないよう厳密な運用に努める。

### 第2節 保存（保存管理）の方法

#### 1 保存管理

##### （1）基本的な保存（保存管理）の方法

###### ア 日常的な維持管理

現在行っている日常的な維持管理・安全確保を継続し、遺構の保存、史跡及び都市公園としての良好な環境、景観の維持に努める。

###### イ き損箇所の把握

定期的に史跡内のき損及びそのおそれのある箇所や変状の進行の把握をしながら修理、き損及び危険の未然防止や拡大防止に努める。

###### ウ 計画的な修理の実施

経年劣化等により修理が必要となっている箇所については、計画的に修理を行う。修理にあたっては、史跡の本質的価値を損なわないよう事前に発掘調査、文献調査等を十分に行うとともに修理範囲は必要最小限とし、可能な限り安全を確保しつつ当時のままの遺構を保存するように留意する。

###### エ 現状変更等の許可制度の厳密な運用

現状変更等の行為について、取扱方針や取扱基準を明確にし、厳密に運用することにより、史跡の価値が損なわれないよう努める。

#### 2 構成要素ごとの方法

##### （1）本質的価値を構成する諸要素の保存

###### ア 曲輪、門跡、堀、土塁、虎口などの保存

- a 樹木の成長が遺構の変形、き損の原因となる場合は、樹木を伐採する。
- b 堀の水質維持のため、清掃などの管理を行う。

###### イ 石垣の保存

- a 石垣カルテ等をもとに維持管理にあたる。
- b 日常的に石垣の目地から生える草の除草を行い、石垣の変形の原因となる樹木がある場合は伐採する。

- c 定期的に石垣の観測を行い、石垣の変形を早めに把握する。

###### ウ 棚倉城跡の地下遺構の保存

公園施設・道路施設の改修、解説板等の設置等による掘削が行われる場合、遺構に影響を与えないよう十分に保護措置をとる。必要に応じて、現状変更許可を得たうえで確認調査を行い、事前に掘削可能な深さ（表土、現代の盛土など）を確認する。

##### （2）本質的価値を構成する要素以外の諸要素の取扱い

###### ア 史跡解説のための施設

解説板、案内板及び遺構表示など、来訪者が史跡の価値を正確に知り理解を深めるための施設は、適切に維持管理を行い、調査の進展やガイド活動などでの利用状況に応じて、表示内容や設置位置などの見直しを行う。

###### イ 史跡保全のための施設

大雨や地震による崩落を防ぐ補強の施設（植生土のうなど）を今後も維持する。

###### ウ 公園施設

亀ヶ城公園の管理のための諸施設（柵、園路、街灯など）は、来訪者が保全・快適に史跡を見学してもらうために必要な施設であることから今後も維持する。また、来訪者の利便性向上のための整備については、史跡の本質的価値を損なわない範囲で、計画的に行うものとする。

###### エ 顕彰碑等

史跡地内に存在する顕彰碑等については、廃城後に設置され棚倉城跡と直接関係のないものもあり、その取扱いについては、調査を行い、規模や設置の経緯等を記録しつつ、将来的にはあり方について検討していく。

###### オ 植栽木・樹木の植生等

植生については、現状の把握を行い、保存と活用の観点から維持管理の方針を検討し、方針に基づき維持管理を行う。

###### カ 道路

史跡指定地内外の道路は、史跡及び天然記念物の保存と活用の点では影響があり、対策が必要であるので、保存に対する影響を最小限となるような対策を検討していく。

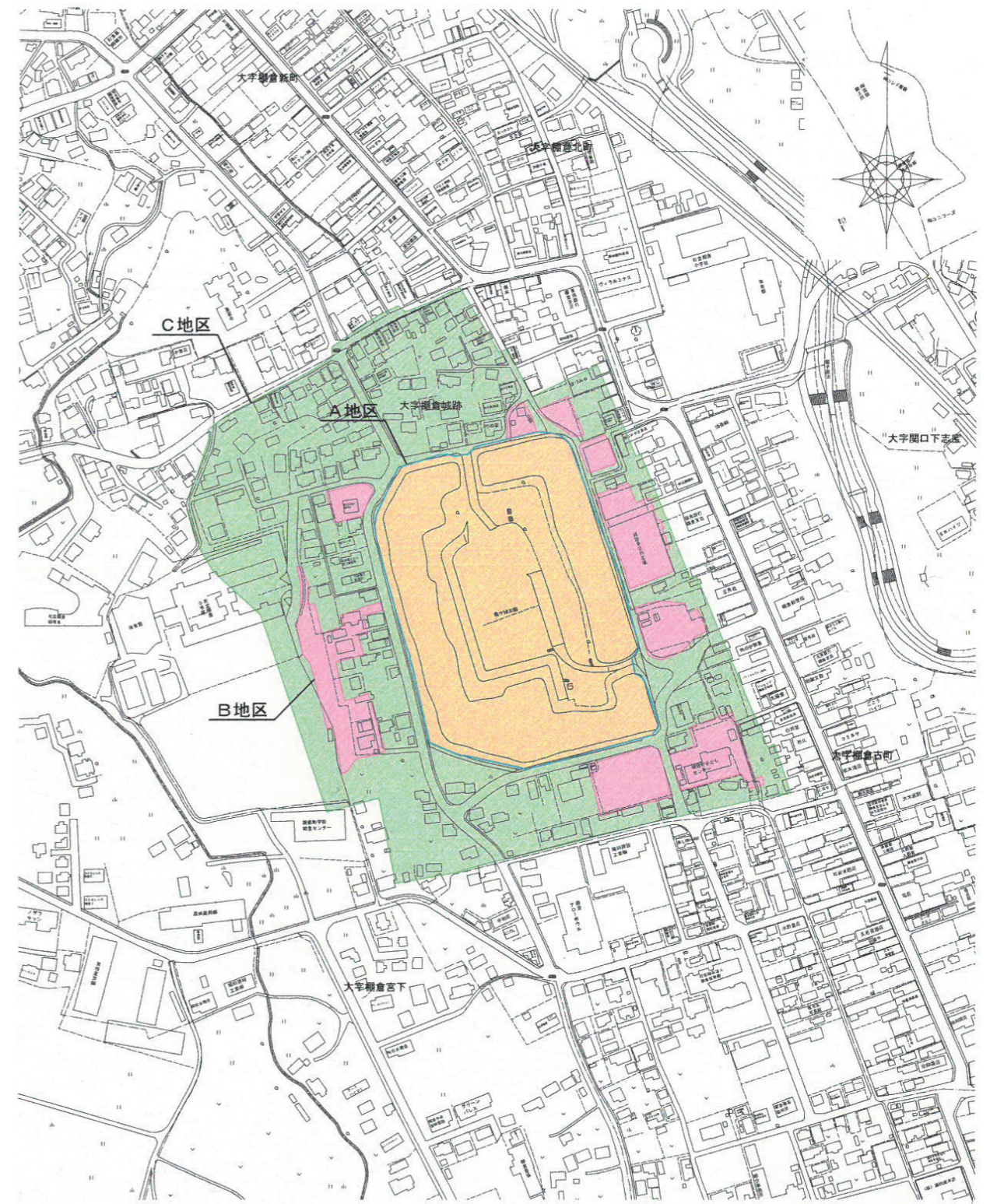
### 第3節 対象範囲と地区区分

史跡の周辺を構成する要素等の状況を踏まえ、保存活用計画の対象となる範囲を第19図のように設定した。本計画の対象範囲と地区区分については、第8表にまとめた。

地区区分については、史跡指定地内のうち、本丸及び本丸堀をA地区、二ノ丸をB地区、周知の埋蔵文化財包蔵地をC地区とした。

第8表 本計画の対象と地区区分

対象	地区区分	構成要素	
		(1) 本質的価値を構成する諸要素	(2) 本質的価値を構成する要素以外の諸要素
指定地内	A地区（本丸及び本丸堀） ※優先して整備、調査を進める地区	縄張り、曲輪、堀、土塁、地下遺構及び遺物	遺構表示施設、案内板、トイレ、あずまや等の便益施設、公園施設（柵、塀、街灯、側溝、埋設管、電信柱等）、防災施設（転落防止柵、消火栓等）、植栽木（サクラ、ケヤキ、ツツジ等）、石碑、遊具等
	B地区（二ノ丸） ※優先して整備、調査を進める地区	縄張り、曲輪、堀、土塁、石垣、地下遺構及び遺物	遺構表示施設、案内板、トイレ、あずまや等の便益施設、公園施設（柵、塀、街灯、側溝、埋設管、電信柱等）、防災施設（転落防止柵、消火栓等）、駐車場、植栽木（サクラ、ケヤキ、ツツジ等）、住宅、倉庫、棚倉町子どもセンター等
埋蔵文化財周知の包蔵地	C地区 ※指定地と同様の価値を有する地区	縄張り、曲輪、堀、土塁、地下遺構及び遺物、県指定天然記念物「棚倉城跡の大ケヤキ」	住宅地、商業地等



第19図 本計画の対象範囲と地区区分



#### 第4節 現状変更の取扱方針

文化財保護法第125条第1項に、「史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官に許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合はこの限りでない。」と定めており、史跡内での現状変更行為について制限を設け、原則として文化庁長官の許可を必要としている。

現状変更許可を必要としない場合は、同項後半に記され、また現状変更行為であっても、一部の軽微な現状変更行為については、文化財保護法施行令第5条第4項の規定に基づき、福島県教育委員会がその事務を行う。これらの許可基準については第9表のとおりである。

また、災害・事故等で史跡と一体となった土地等の諸要素にき損が生じた際に、応急的かつ緊急的に復旧工事を行う場合は、所有者または管理団体が「き損届」（文化財保護法第118条）、「復旧届」（文化財保護法第127条）を文化庁長官に届け出ることになっている。この際、き損以前の状態に復旧する行為以外に、改善等の措置を含めて工事を行う際には現状変更の対象となる。

ただし、いずれの場合であっても、関係法令・関係機関との調整・協議は欠かせない。現状変更手続きの円滑化のためには、計画段階での事前協議が重要である。

または行政が実施する史跡保存整備事業及び遺構の確認・発掘調査、防災事業などが想定される。

以上のように今後、発生すると予想される現状変更行為について、史跡内の各地区における取扱い方針及び基準を第10表に示した。

第9表 史跡内の現状変更にかかる許可申請区分一覧表

区分	行為の内容		具体例
文化庁長官への許可申請必要	現状を変更する行為 (文化財保護法施行令第5条第4項第1号イ～ヲの規定に基づく現状変更を除く)	・土地の形状変更を伴う行為全般 ・工作物の建築や除去(設置後50年以上) ・建築物の増築・改築・除去等	・掘削や盛土を伴う道路・水路等の改修 ・保存目的の発掘調査
福島県教育委員会への許可申請必要	文化財保護法施行令第5条第4項第1号イ～ヲに基づく現状変更	・小規模建築物で、2年の権限を限って設置されるものの新築・増築、改築(2階以下の建物で地下を有しない木造又は鉄骨造りで、増改築後の建築面積が120㎡以下のもの) ・工作物の設置、改修(設置後50年未満)又は道路の舗装、修繕(土地の掘削、盛土、切土、その他土地の形状の変更を伴わないもの) ・埋設されている電線、水管の改修 ・木竹の伐採 ・史跡名勝天然記念物の保存のための必要な試験材料の採取 ・文化財保護法第115条第1項指定物件の管理に必要な施設の設置、改修または除去	・工事用仮設物(小規模プレハブ、仮設トイレなど)の設置や除去 ・(仮設工作物)舞台、照明、柵など ・街灯、側溝、排水溝の修繕など ・樹木の伐採(抜根を伴わないもの) ・案内板、解説板などの設置、改修、除去
許可申請不要	維持の措置	史跡がき損、衰亡している場合において、 (1)その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡を指定当時の原状に復するとき (2)その拡大を防止するための応急措置 (3)復旧が明らかに不可能な場合は、当該部分の除去	・遺構が損壊した場合、またはその恐れのある場合の応急措置など (※ただし、「き損届」「復旧届」の届出は必要)
	非常災害のために必要な応急措置を執る場合	・災害が発生した場合、またはその発生が明らかに予測される場合に執られる応急措置	・崩落土砂、倒壊した工作物などの除去 (※ただし、「き損届」「復旧届」の届出は必要)
	保存への影響が軽微である場合	植栽の維持管理	・樹木の剪定、除草の維持管理

第10表 史跡内における現状変更取扱い方針と基準・周辺地域の区域設定と管理の考え方

地区	指定地		指定地外
	A地区	B地区	C地区
現状変更の取扱い方針		重点的に保護し、史跡の調査研究・保存管理・整備活用に資するもの及び防災の緊急を要する場合の措置以外は認めない。	
開発行為	樹木	原則として、新たな植林・植栽は認めない。ただし、樹木の間伐・伐採等の管理上必要な措置については、遺構保護の観点から、遺構に影響を及ぼさないことを確認したうえで認める。	新たな植林・植栽及び間伐、伐採等の管理上必要な措置については、遺構保護の観点から、遺構に影響を及ぼさないことを確認したうえで認める。
	道路・水路	新たな道路・水路は原則として認めない。ただし、史跡の本質的価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさないことを確認したうえで認める。	
	建築物	新たな建築物は原則として認めない。ただし、史跡の本質的価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさないことを確認したうえで認める。	新たな建築物は原則として認めない。ただし、生活上やむを得ない場合は、史跡の本質的価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさないことを確認したうえで認める。
	史跡の利活用の整備	史跡の本質的価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合は認める。	
調査		遺構の確認調査、発掘調査、保存整備に関する調査については、調査指導委員会の指導を得ながら年次計画に基づいて実施する。	

### 第5節 保存目的の調査の推進

史跡の本質的価値を明らかにし、今後の保存と活用を考える際にも、文献調査、建物調査、発掘調査による内容確認は重要であることから、必要に応じて調査を進めていく。

### 第6節 追加指定と公有地化

#### 1 追加指定の考え方

史跡保存の観点から将来的には史跡指定を目指すとしている範囲(C地区)については、将来的に土地所有者の同意をいただきながら、今後の調査成果の蓄積を踏まえて、国指定の追加指定について検討する。

#### 2 公有地化の考え方

史跡指定地の公有地化については、今後、史跡の保存(保存管理)や整備において公有化が必要となる場合に検討する。